

## 著作権侵害を認めた判決－自炊代行サービス事件

弁護士法人関西法律特許事務所  
知的財産法研究会 弁護士 村林 隆一  
弁護士 松本 司

—東京地裁平成24年(ワ)第33525号 同平成25年9月30日判決  
裁判所ホームページ知的財産裁判例集—

### 第1. 事実関係

#### 1. 概要

小説家・漫画家・漫画原作者である原告（原告7名、以下「Xら」という。）が、電子ファイル化の依頼があった書籍について、スキャナーで書籍を読み取って電子ファイルを作成し、その電子ファイルを依頼者に納品している被告（法人2社及びその代表者各1名、以下「Yら」という。）に対し、注文を受けた書籍には、Xが著作権を有する作品が多数含まれている蓋然性が高く、今後注文を受ける書籍にも含まれている蓋然性が高いとして、Xらの著作権（複製権）が侵害されるおそれがあると主張し、Yらそれぞれに対し、第三者から委託を受けて原告作品が印刷された書籍を電子的方法により複製することの禁止を求める（著作権法112条1項）とともに、不法行為に基づく損害賠償として、弁護士費用相当額の支払を求めた事案である。

#### 2. 争点

争点は次のとおりである。

- (1) 著作権法112条1項に基づく差止請求の成否（争点1）
  - ア Yら（法人）がXらの著作権を侵害するおそれがあるか（争点1-1）
  - イ Yら（法人）のスキャニングが私的使用のための複製の補助として適法といえるか（争点1-2）
  - ウ XらのY（Yらのうちの1社）に対する差止請求が権利濫用に当たるか（争点1-3）
- (2) 不法行為に基づく損害賠償請求の成否（争点2）
- (3) 損害額（争点3）